

○京奈和碎石場拡張事業

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	土石採取事業の変更の事業
事業規模	対象事業実施区域の面積 約 51.1ha
事業実施者	山本商事株式会社
事業実施場所	奈良県御所市
関係地域を所管する市町村	奈良県御所市、高市郡高取町、吉野郡大淀町

(手続状況)

・方法書

方法書提出	平成26年3月27日
方法書公告	平成26年3月31日
方法書縦覧期間	平成26年3月31日～4月30日
方法書に対する意見書提出期間	平成26年3月31日～5月14日
方法書に対する意見書数	0通
住民意見概要提出	平成26年5月20日
環境審議会へ諮問	平成26年5月20日
環境審議会答申	平成26年8月6日
方法書に対する知事意見【別紙記載】	平成26年8月8日

・準備書

準備書提出	平成30年4月3日
準備書公告	平成30年4月6日
準備書縦覧期間	平成30年4月6日～5月7日
準備書に対する意見書提出期間	平成30年4月6日～5月21日
準備書に対する意見書数	0通
住民意見概要提出	平成30年5月21日
環境審議会へ諮問	平成30年4月17日
環境審議会答申	平成30年8月28日
準備書に対する知事意見	平成30年9月28日

・評価書

評価書提出	平成 31 年 2 月 28 日
評価書公告	平成 31 年 3 月 4 日
評価書縦覧期間	平成 31 年 3 月 4 日～4 月 5 日

(環境審議会審議経過)

・方法書

第1回環境影響評価審査部会	平成26年6月6日
第2回環境影響評価審査部会	平成26年6月20日
第3回環境影響評価審査部会	平成26年7月25日
環境審議会	平成26年8月1日

・準備書

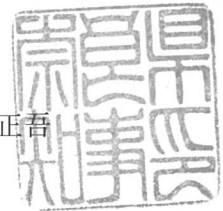
第1回環境影響評価審査部会	平成30年5月18日
第2回環境影響評価審査部会	平成30年6月15日
第3回環境影響評価審査部会	平成30年7月27日
環境審議会	平成30年8月28日



環 政 第 205 号
平成 26 年 8 月 8 日

山本商事株式会社
代表取締役 山本 譲二 殿

奈良県知事 荒井 正吾



京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価方法書についての意見

京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

方法書に記載された対象事業の目的および内容は、山本商事株式会社が奈良県御所市大字古瀬 480 番地他（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また長期間の事業実施を予定されており、自然環境及び周辺的生活環境にも影響を与えることが懸念されることから、以下の点に配慮して長期にわたる段階的な事業の進捗状況も踏まえて環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質について

粉じんの飛散予測については、本事業で環境影響が懸念される事項の一つであることから、影響の程度を可能な限り定量的に予測・評価を行うこと。

2 騒音・振動について

ア 騒音振動の評価においては位置・距離関係が重要となることから、プラント等の移設計画も踏まえ、最も近い民家等に配慮した上で調査・予測・評価を行うこと。

イ 環境保全計画に搬入・搬出車両の交通対策を記載すること。また、事業地からの搬出トラックの走行ルートについて、範囲を拡大して準備書に記載すること。

3 水質について

ア 採取区域拡大により、やむを得ず流域が変わる場合は、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保できるよう措置を講じること。また、雨水流出抑制対策については御所市及び県河川課と協議し、必要な調整池の設置について準備書に記載すること。

イ 調整池の構造や、雨水の流出や排水をどのように調整するかを明らかにし、稼働施設からの河川への流出状況について、豪雨時の状況を含めて準備書に記載すること。また、調整池における水の滞留時間が長くなる場合には、富栄養化や水質の悪化が懸念されることから、現在の状況を明らかにすること。これらを踏まえ、下流への濁水流出や水質悪化の軽減を図る対策を準備書に記載すること。

ウ 「濁水（濁度・浮遊物質量）」の調査について、濁度や浮遊物質量は雨量により大きく変化することから、雨量に応じて複数回の調査を実施し、予測・評価を行うこと。

エ 水質調査地点について、曾我川においてはさらに下流に対象事業実施区域からの水の流入があると考えられることから、関連集水域の最下流部地点を調査地点に追加し、調査・予測・評価を行うこと。

4 地形・地質について

事業の拡張に伴い、大きく地形が変化することから、斜面崩壊、土砂流出等の防止・安全対策を準備書に記載すること。

5 動物、植物、生態系について

ア 「対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」「動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」の記載について、既存文献の活用に加え、現地調査の結果を踏まえて地域の生物多様性に配慮し、重要な種及びそれらが生息又は生育する区域等を整理した上で予測・評価を行うこと。

イ 現況森林である対象事業実施区域において、河川への影響が小さいとは考えにくいことから、現地調査の項目に魚類を含め、調査・予測・評価を行うこと。

ウ 緑化において、在来種を植栽することとし、樹種の選定においては地域性や景観にも配慮すること。緑化の工法については種子吹付以外の方法も検討すること。また、緑化後においても地域景観や生態系への影響に配慮し、モニタリング調査を実施して適切な植生管理に努めること。

6 景観について

- ア 修景緑化は岩石採取終了後とされているが、事業期間が長期にわたることから、採取の完了した区域から順次修景緑化を行うよう、工程の検討を行うこと。また、採取区域の移動及び修景緑化計画に伴う景観の変化について予測・評価を行うこと。
- イ 京奈和自動車道と対象事業実施区域との位置関係を準備書に記載し、調査・予測・評価を行うこと。

7 文化遺産について

- ア 「対象事業が実施される区域及びその周囲の概況」に記載された「遺跡位置図」について、遺跡の名称や種類を記載し、その情報を踏まえた調査・予測・評価を行うこと。
- イ 踏査については樹木が繁茂する時期は見落とし等が懸念されることから、調査に適した季節に実施することとし、踏査による判断が困難な場合は試掘を行う必要があること、古墳を含む遺跡が確認された場合は事前に本調査を行う必要があること等に留意すること。

8 その他

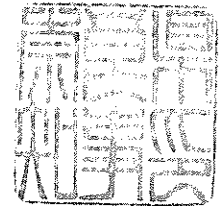
- ア 表土の除去方法、岩石の採掘方法、表土の処理計画、排水処理計画を準備書に記載すること。また、岩石の採取に伴う災害防止の方法を準備書に記載すること。
- イ 対象事業の内容において、現在稼働している施設の破碎選別の工程を準備書に記載するとともに、移設施設について、設置計画及び施設の規模についても準備書に記載すること。併せて、破碎選別の工程で生じる泥土、現在の施設の解体撤去に伴い発生する不要資機材について、量及び処理方法を準備書に記載すること。



環 政 第 3 3 1 号
平成30年9月28日

山本商事株式会社
代表取締役 山本 譲二 殿

奈良県知事 荒井 正吾



京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、山本商事株式会社が奈良県御所市大字古瀬 480 番地ほか（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また事業実施期間が長期にわたることを踏まえ、事業者は自然環境及び周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行うことが適当である。



1 大気質について

粉じん等について、施設の稼働等による影響を低減するため、散水計画等の環境保全措置を適切に実施すること。

2 騒音・振動・低周波音について

ア 発破騒音について、発破を使用せずに機械による掘削が可能な理由を評価書に記載すること。また、発破を使用しない区域の分布を評価書に記載すること。

イ 規制基準等がない低周波音の評価について、火薬学会が提唱する参照値を目標値とした根拠を評価書に記載すること。

3 水質について

ア 水の濁りについて、現況値のピーク値濃度のうち最も厳しい値を目標値に設定し、予測結果を再評価すること。また、降雨時に目標値を超過する濃度の濁水が河川に流出ないように対策を実施すること。

イ 水の濁りについて、事業を実施している適切な時期に事後調査を実施すること。

4 動物、植物、生態系について

ア 緑化手法について、表土に含まれる種子を把握するため、種子吹付工の実施前に吹き付ける種子の生育状況の調査を実施すること。

イ 緑化計画に基づいて目的別区域を設定し、その区分け平面図を評価書に記載すること。

ウ 植物のモニタリングについて、環境影響の指標とするため、ため池やその周辺河川で確認されている重要な種の生育状況及び生育環境の変化を確認する事後調査を実施すること。

5 廃棄物等について

販売する再生盛土材について、事業者が設定している基準や品質を示す試験データ等を明らかにし、評価書に記載すること。

6 事業計画について

採取計画について、採取区域外に土砂が流出することがないように掘削し、土砂の流出があった場合には適切な対策を実施すること。